

ライフデザイン等研修会開催支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、少子化対策としての未婚化・晩婚化対策の一環として、若年層が自身の将来設計やこれからの人生を考える機会の創出のため、経済団体・法人等（以下、「補助事業者」という。）が行う自社従業員向けライフデザイン等研修会に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の基準)

第2条 この補助金は、別表の基準により交付するものとする。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は対象外とする。

- (1) 政治活動等を主たる目的とする者。
- (2) 特定の公職者（その候補者を含む）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (4) 役員が暴力団員（暴力団対策法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者。
- (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者。
- (8) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

(交付の条件)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) この補助金の交付と対象経費を重複して、新潟県の補助金等の交付を受けていないこと。
- (2) 経費の配分の変更（第7条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業の内容の変更（第7条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (5) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分し

た場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

- (9) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用（営）を図らなければならないこと。
- (10) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならないこと。
- (11) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

（交付申請手続）

- 第5条 規則第3条第1項、第2項及び第12の規定による申請書及び添付書類は、別記第1号様式のとおりとし、1部を別に指定する日までに知事に提出しなければならない。
- 2 交付決定額の変更を申請しようとする場合は、あらかじめ別記第2号様式による変更交付申請書1部を知事に提出しなければならない。
 - 3 補助事業者は交付申請するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（変更の承認申請）

- 第6条 第4条第2号又は第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式により変更承認申請書1部を知事に提出しなければならない。

（軽微な変更の範囲）

- 第7条 第4条第2号又は第3号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
- (1) 経費の配分の変更については、補助金交付決定額の増額を伴わない変更であり、補助金交付決定額の2割以内の変更である場合
 - (2) 事業の内容の変更については、目的及び事業効果に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

（事業の中止又は廃止の承認申請）

- 第8条 第4条第4号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第4号様式による事業中止（廃止）承認申請書1部を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の20日前までに知事に提出しなければならない。
- 2 中止又は廃止するイベント等の開催に係る経費については、この補助金の交付の対象としない。ただし、自然災害等やむを得ない事情がある場合は、別途協議するものとする。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

- 第9条 第4条第5号の規定により知事の指示を求める場合には、別記第5号様式による遂行状況報告書1部を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第 10 条 規則第 7 条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して 15 日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときはこの期日を繰り上げることがある。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は知事から規則第 10 条の規定による報告を求められた場合は、別記第 6 号様式による状況報告書 1 部を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第 12 条 規則第 12 条の規定による実績報告書は、別記第 7 号様式のとおりとし、その提出部数は 1 部とする。

2 規則第 12 条の規定による実績報告書の提出の期日は、補助事業の完了の日から起算して、30 日を経過した日又は補助金の交付のあった年度の翌年度の 4 月 7 日までのいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(補助金の額の確定)

第 13 条 知事は、補助事業者から前条の規定による補助金の実績報告があったときは、その内容に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に対し通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払い)

第 14 条 補助事業者が別記第 8 号様式による補助金概算払請求書を提出し、知事が必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず、交付決定額の一部又は全部について概算払いの額を決定し、当該補助事業者に支払うことができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第 15 条 補助事業者は、第 13 条の規定による補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、別記第 9 号様式により、速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全額又一部の返還を求めるものとする。

(取得財産の処分の制限)

第 16 条 規則第 19 条第 4 号及び第 5 号に規定する知事が定める財産は、事業により取得し、又は効用の増加した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が 1 件 50 万円以上のものとする。

2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

3 第 4 条第 8 号の規定による知事の承認を受けようとする場合には、別記第 10 号様式による処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

(個人情報保護)

第 17 条 補助事業者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、

又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、当該補助事業を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、次の各号の規定のとおり個人情報を適性に取り扱わなければならない。

- (1) 補助事業者は、この事業に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この事業が終了後においても、同様とする。
- (2) 補助事業者が収集する個人情報の範囲は、事業の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (3) 補助事業者は、この事業に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (4) 補助事業者は、この事業に関して知ることのできた個人情報を事業の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (5) 補助事業者は、この事業に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は事業の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- (6) 補助事業者は、この事業の一部を第三者に委託等して実施する場合には、第三者に対して、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

1 補助事業者	① 県内に本店又は支店その他の事業所を有する法人 ② 経済団体・経営者団体
2 補助対象事業	自社従業員向けに実施するライフデザイン等の研修会
3 補助対象経費	報償費（補助対象者の従業員を除く）、旅費（補助対象者の従業員を除く）、使用料・賃借料、消耗品費、印刷製本費、役務費、広告宣伝費、委託料、その他知事が認める経費
4 補助率・補助限度額	補助率 1/2・補助上限額 200 千円
5 その他の交付条件等	<p>① 若年層が結婚から妊娠・出産・子育てなどの家族形成を含む将来のライフプランニングや、キャリア形成を体感的に描くことができるような取組であること。</p> <p>② 県の実施する以下の結婚支援、こども・子育て施策のいずれかに協力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県結婚支援パスポート（mari*pass「マリパス」）の協賛企業に加入 ・ハートマッチにいがたの協力企業、応援企業に加入 ・県の結婚支援、こども子育て支援策の広報の協力 <p>③ 収集した個人情報は適切に管理し、外部に漏洩することが無いようにすること。</p> <p>④ 実施に当たり価値観の強要とならないようにすること。</p> <p>⑤ アンケートを実施すること。</p>